

○花巻市コミュニティ地区条例

平成22年12月15日条例第42号

花巻市コミュニティ地区条例

(目的)

第1条 この条例は、地域の自主的なまちづくりを推進するための基本となる区域及び団体並びに市の支援について定め、もって市民主体の自立した地域社会を実現することを目的とする。

(コミュニティ地区)

第2条 地域の自主的なまちづくりを推進するための基本となる区域として、コミュニティ地区（以下「地区」という。）を置く。

2 地区の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(コミュニティ会議)

第3条 市長は、地区内の住民が自主的に組織する団体を、各地区において一に限り、コミュニティ会議（以下「会議」という。）として指定する。

2 会議は、自立した地域社会を実現するために、地区内の参画と協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

3 会議の代表者は、地区を代表し、市との協働によるまちづくりの推進を担うものとする。

(地区ビジョンの策定)

第4条 会議は、地区の長期的な将来像（以下この条において「地区ビジョン」という。）の策定に努めるものとする。

2 市長は、地区ビジョンを尊重し、市のまちづくりに反映させるよう努めるものとする。

(地域づくり交付金の交付)

第5条 市長は、会議の活動を支援するために、地域づくり交付金を交付する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

コミュニティ地区の名称	コミュニティ地区の区域
松園	松園町 松園町一丁目 天下田 本館の一部 一本杉 野田の一部 新田 南新田 星が丘二丁目 桜ノ目の一部 西宮野目の一部
花北	本館二丁目の一部 本館三丁目の一部 四日町一丁目 四日町二丁目 四日 町三丁目 浅沢 下幅 一日市 愛宕町 愛宕沢 坂本町 上小舟渡 下小 舟渡 桜台 桜台一丁目 桜台二丁目 星が丘一丁目 下似内の一部
花巻中央	大通り一丁目の一部 大通り二丁目 末広町 吹張町 花城町 城内 仲町 御田屋町 里川口町 東町 高田 上町 豊沢町 双葉町 鍛治町 南川原 町 桜木町一丁目 桜木町二丁目 材木町の一部
花西	大通り一丁目の一部 桜木町三丁目 藤沢町 石神町 南万丁目 上北万丁 目 中北万丁目 下北万丁目 野田の一部 西大通り一丁目 西大通り二丁 目 若葉町一丁目 若葉町二丁目 若葉町三丁目 材木町の一部
花南	桜町一丁目 桜町二丁目 桜町三丁目 桜町四丁目 実相寺 諏訪 上諏訪 不動 大谷地 下根子 山の神 南城 十二丁目 外台 外台川原 成田 南諏訪町 不動町一丁目 不動町二丁目 諏訪町一丁目 諏訪町二丁目 中 根子の一部
湯口	豊沢 鉛 下シ沢 湯口 西晴山 上根子 中根子の一部 円万寺 膝立 鍋倉
湯本	糠塚 北湯口 大畑 二枚橋の一部 湯本 台 金矢 狼沢 桜ノ目の一部 小瀬川 二枚橋町大通り一丁目 二枚橋町大通り二丁目 二枚橋町南一丁目 二枚橋町北一丁目 御町
矢沢	矢沢 幸田 高松 高木 東十二丁目 胡四王一丁目 胡四王二丁目
宮野目	本館の一部 本館一丁目 本館二丁目の一部 本館三丁目の一部 二枚橋の 一部 西宮野目の一部 東宮野目 葛 田力 上似内 下似内の一部 空港 南一丁目 空港南二丁目
太田	太田
笹間	中笹間 南笹間 北笹間 轟木 栃内 横志田 尻平川

大迫	大迫 外川目の一部
内川目	内川目
外川目	外川目の一部
亀ヶ森	亀ヶ森
好地	好地 上口 大瀬川の一部 北寺林の一部 中寺林の一部
大瀬川	大瀬川の一部 北寺林の一部
八日市	大瀬川の一部 富沢 長谷堂 松林寺 大興寺 北寺林の一部 中寺林の一部
八幡	八幡 中寺林の一部 南寺林 江曽 小森林 黒沼 西中島
八重畠	関口 八重畠 五大堂 東中島 猪鼻 滝田
新堀	新堀 戸塚
小山田	石鳩岡 南川目 北川目 前田 北小山田 外谷地 北前田
土沢	新地 百ノ沢 土沢の一部 安俵の一部
成島	安俵の一部 北成島 南成島 小通 落合
浮田	中内 宮田 石持 上浮田 駒籠 下浮田 毒沢
谷内	土沢の一部 東晴山 町井 館迫 小友 鷹巣堂 谷内 砂子 倉沢 小原
田瀬	田瀬